

## ボランティア行事用保険の加入手続きについて

—茨城県社協で加入手続きをする場合—

- ① 行事の内容がわかる要項・資料などを提出していただきます。
- ② 加入が認められたら、指定の「加入依頼書」に必要事項を記入し、捺印します。  
法人の場合は必ず法人印を捺印してください。

※加入申込人は、「加入依頼書」に添付されている「重要事項説明書」および「ご契約内容確認事項（意向確認事項）」を確認し、「個人情報の取扱いに関する説明事項」に同意をいただいた上でお申し込みください。

- ・掛金は行事の内容や日程によって異なりますのでご確認ください。
- ・A・Cプランは最低保険料20名分（掛金）の設定があります。  
名簿については、参加者氏名・住所・電話番号が記載されたものを、保管してください。  
（けがなどがあつた時に送付できるよう、まとめておいてください。）
- ・Bプランは名簿（参加者氏名・住所・電話番号の記載されたもの）を2部提出していただきます。

- ③ 指定の「払込取扱票」のご依頼人欄に、貴団体・グループ名、社協コード080000、  
加入内容を記入し、郵便局で振り込みを済ませます。
  - ・銀行で振り込む場合は手数料がかかります。

- ④ 行事実施日の前日までに、「加入依頼書」と「振替払込受付証明書（お客さま用）」を持参し、受け付けをします。

- 帳票類は、保険内容の変更などにともない、年度ごとに様式が変わりますので、加入時にお確かめください。
- 万が一事故が起こった場合の手続きについては、裏面をご覧ください。

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会  
福祉のまちづくり推進部  
TEL029-243-3805  
FAX029-241-1434

## 保険金請求手続きについて

- 事故が発生した場合は、ただちに本会に連絡してください。  
事故の状況などを指定の「事故報告書」に記入し提出していただきます。  
※ただちにご連絡いただけませんと、保険金の支払いが削減される場合があります。
- 本会は、提出された「事故報告書」とともに必要書類を保険会社に送り、事故の届出をします。
- その後、保険会社から加入者に保険金請求に必要な書類が送付されますので、手続きを行なってください。